

# 協力問題を解決するための罰行動によって生じる代理報復行動

玉城功大

私たちは様々な社会問題や地球環境問題に直面している。これらの問題のほとんどは社会的ジレンマと言える。社会的ジレンマとは、皆が集団に対して協力すれば全員にとって望ましい結果が得られるが、協力しないほうが個人的な利益が高いため、人々が個人の利益を優先すると、集団の協力状態は成立されなくなるという問題のことである。社会的ジレンマを解決するための方法として、人々を協力的行動へと強制させるため非協力者を罰するということがある。非協力者への罰は、協力を促進するための向社会的行動である。しかし、ここで攻撃行動の研究に焦点を当ててみると、外集団から内集団に危害が加えられた際は、無関係な個人同士での集団間代理報復が生起すると指摘されている(縄田・山口 2011)。また、社会的文脈から罰行動の意図がどう推定されるかにより、罰行使者が得られる評判が異なるという先行研究もある(舘石ほか 2021)。この研究から社会的ジレンマにおける罰行動に対しても、罰行使者から得られる評判によっては代理報復が生じる可能性がある。

本研究では、複数の集団が存在し、各集団内で社会的ジレンマを行っているなか、集団を超えて任意の他者に罰行使ができる状況を想定し、代理報復の生起を実験室実験で検討することを目的とした。

実験は実験条件と統制条件に分けて行った。2つの集団を作り、罰ステージのあるジレンマゲームを行ってもらった。実験条件では外集団成員から内集団成員に罰が行われるようにし、統制条件ではコンピュータのランダムな決定によって内集団成員の金額が減らされるようにした。その後、参加者に罰を行使する権限を与え、代理報復の生起を検討した。実験が終了した後は、心理的背景を特定するために、事後質問紙を解いてもらった。

実験の結果、条件間で外集団成員の罰行使者に対しての罰の度合いに差が見られ、内集団成員に罰を与えた外集団成員に対して代理報復行動が生じたことが示された。

実験条件の事後質問紙では、「罰行使者への報復動機づけ」に強い効果が見られた。このことは罰行使者へ報復しようという意思の下、代理報復行動が行われたことを示している。さらに、「外集団への罰意識」、「外集団全体への報復動機づけ」、「外集団全体に対する脅威の認識」といった、外集団全体に対する認識を問うものはいずれも有意であったが、罰行使者個人を問うものはほとんどが有意でなかった。これは、罰行使者個人ではなく外集団全体を脅威とみなし、外集団全体に対して報復することを至近因としていることを示している。

尚、本研究は、小野田竜一講師の研究プロジェクト『社会的ジレンマを解決に導く罰行動が引き起こす集団間の報復行動の連鎖(科研費研究課題番号:20K14137)』の一環として行われた。